

居住支援に関する児童福祉施策について

こども家庭庁支援局

1. 対象者は？

- ・ひとり親家庭
- ・社会的養護経験者等
(里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者等)

2. 支援策は？

ひとり親	社会的養護対象者
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(P1,2)	児童自立生活援助事業(P4-6)
母子父子寡婦福祉資金貸付金(P3)	社会的養護自立支援拠点事業(P7)
	身元保証人確保対策事業(P8)
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(P9)

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 【対象者】 改
 児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
- 【貸付額等】
 貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付
 償還期限：都道府県知事等が定める期間
 利息：無利子
 償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき
 死亡又は障害により償還することができなくなったとき
 長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過
 償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）
- ※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和4年度）

- 貸付件数：1,729件
- 貸付金額：5億8,775万円

令和7年度概算要求額 195億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業） ※（163億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付（**拡充**）

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和4年度）

○貸付件数：1,729件

○貸付金額：5億8,775万円

1 事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、**配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進**することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要・スキーム

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
(平成26年10月1日より)
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、**⑨住宅資金**、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和4年度）】

- ① 母子福祉資金：9 7 億 9, 5 9 6 万円 (1 7, 4 7 3 件)
- ② 父子福祉資金：6 億 9, 8 8 6 万円 (1, 1 8 5 件)
- ③ 寡婦福祉資金：2 億 7, 4 0 7 万円 (3 9 2 件)

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であって内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

（2）児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

（3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・ 入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）
- ・ 入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・ 食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

（2）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・ なし

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

5人以上20人以下
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

5人以下
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

事業所数	定員	現員数
317か所	2,032人	1,061人

(※1) 家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在）
(※2) 令和4年の改正児童福祉法の施行前であるため、自立援助ホームの数値である。

7. 職員配置について

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合
- 管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

社会的養育経験者の自立支援

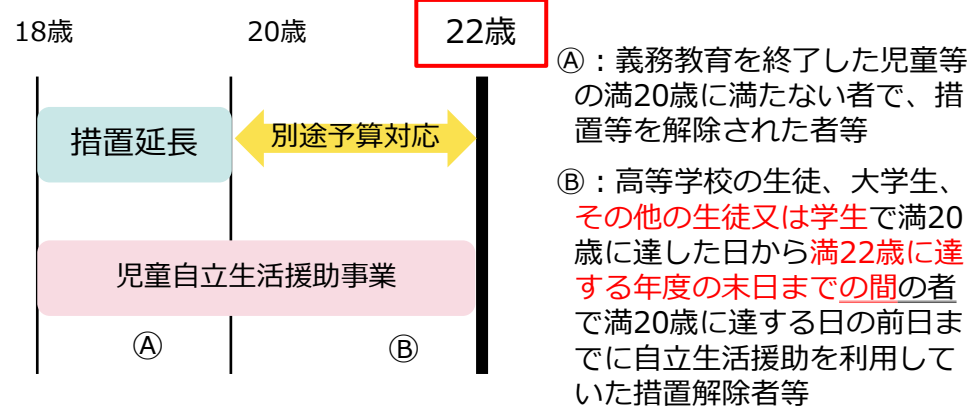
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

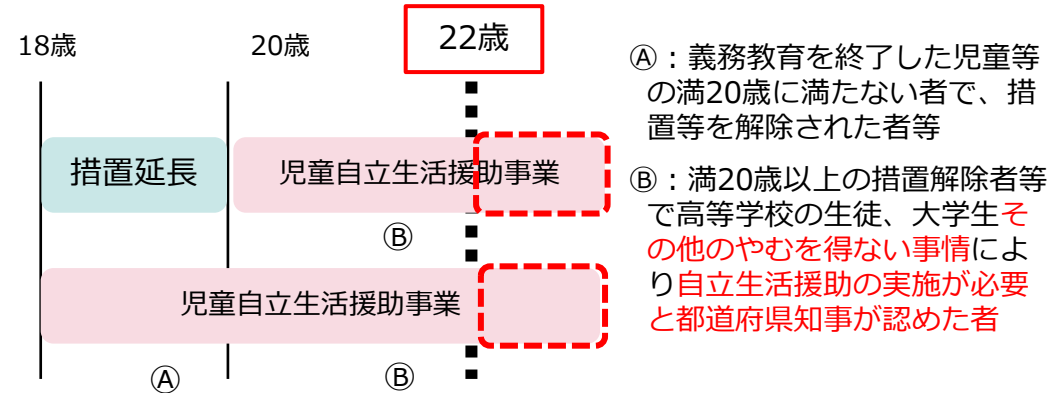
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【改正前】



【改正後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

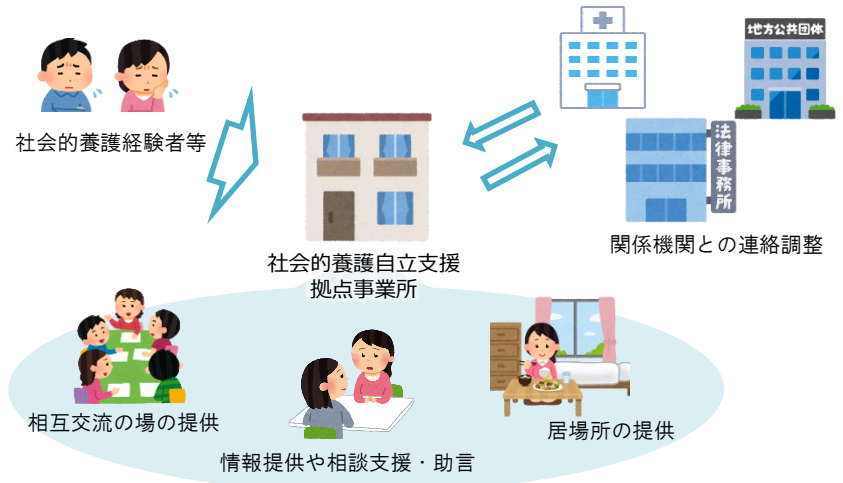
＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、**帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。**

2 事業の概要

- (1) 相互交流の場の提供
社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
 - (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
 - (3) 関係機関との連絡調整
他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
 - (4) **一時避難的かつ短期間の居場所の提供**
社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】			エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
ア 基本分			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援コーディネーター1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
・ 生活相談支援員 1人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 就労相談支援員 1人			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 相互交流費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
・ 関係機関連携費用			カ 法律相談対応準備加算		
イ 生活相談支援員配置加算			1 か所当たり	2,113千円	
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算		
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			1 か所当たり	4,000千円	
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	ク 賃借料加算		
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円	1 か所当たり	3,000千円	
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助			ケ 自立生活支援加算		
			1 か所当たり	2,599千円	
			【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市		
			【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2		

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

2. 事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、**家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。**

2 事業の概要

(1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

(2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

(3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国：9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担